

社会的養護関係施設第三者評価
評価結果報告書

施設名 : 子供の家

(児童養護施設)

評価実施期間 2022年6月22日 ~ 2023年3月31日

実地(訪問)調査日 2023年1月11日~12日

評価決定委員会開催日 2023年5月1日

2023年 5月 10日

特定非営利活動法人

はりま総合福祉評価センター

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人はりま総合福祉評価センター

② 評価調査者研修修了番号

SK2021205 SK2021207 SK2021206

② 施設の情報

名称：子 供 の 家		種別：児童養護施設		
代表者氏名：東谷 聡美		定員（利用人数）： 30（28）名		
所在地：〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺3丁目16番3号				
TEL：06 - 6491-8953		ホームページ：http://www.kodomonno-ie.jp		
【施設の概要】				
開設年月日：1926年8月1日				
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 神戸婦人同情会				
職員数	常勤職員： 15名	非常勤職員	5名	
有資格 職員数 ※（ ）はうち非常勤職員を明示	施設長	1名	事務員	1名
	家庭支援専門相談員	1名	調理員	2名
	個別対応職員	1名	心理士・心理士補助	5名（5）
	保育士	13名（1）	嘱託医	1名（1）
	児童指導員	4名	雑役	1名（1）
	里親支援専門相談員	1名		
施設・設備 の概要	個室	41室	医務室	1室
	3人以上	1室	地域交流ホール	1室
	親子訓練室	1室	心理室・プレイルーム	各1室
	静養室	1室	面会室	2室

③ 理念・基本方針

基本理念

- ・「信仰・希望・愛」「与えて思わず、受けて忘れず」
- ・創始者城ノブのキリスト教の精神に基づいた児童の支援を目指す。

支援方針

- ① 児童の個の尊厳を重んじ、共に生きることを喜び合い、繋がりを大切にした支援を行う。
- ② 健康的で安定した暮らし、児童の「安全基地」としての役割を担う支援体制を整える。

- ③ 児童の支援の質の向上を目指し、専門性を高め、第三者評価の受審を通じ自己改善に取り組む。
- ④ 地域開放や苦情解決窓口の設置を通して、透明性のある施設運営を目指す。
- ⑤ 包括的支援体制の充実を図り、地域社会の子育ての一環を担えるように努力する。

④施設の特徴的な取組

- ①施設の運営主体は、歴史と伝統のある法人である。「神戸婦人同情会」は大正年間に婦人の救護保護と自立支援のために設立され、その時々々の時代背景と社会からの要請に応じた「0歳から100歳の社会福祉事業」を展開しており、永年の福祉実践によって培われたノウハウを生かした支援を行っている。
- ②平成26年、分割整備の実施により、90人定員の大舎制から45人定員のユニット制による「小規模グループケア」の体制となった。生活空間で小学生以上には個室が提供され、「家庭的な」環境において支援することができるようになった。その上で、基本的な生活習慣の体得を基本とした生活支援を柱にしながらも、極力管理的な支援をなくして、自由度の高い開放的な支援を行うようにしている。
さらに、令和3年度には定員を30人に変更し、一時保護実施特別加算事業を利用した一時保護専用ユニットを配置し、施設の多機能化を目指している。
- ③平成14年度に兵庫県下でもいち早く児童家庭支援センターを付設するとともに、平成24年11月には里親支援専門相談員を配置しており、地域の子育ての拠点としての役割とその時々々の社会的要請や地域の福祉ニーズに応じた支援に取り組んでいる。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和4年6月22日（契約日）～ 令和5年3月31日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和元年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

- 家庭的な雰囲気の中で、子ども一人ひとりの課題や目標に寄り添った支援を展開されるとともに、地域をとりまく子育ての環境とニーズに即した取り組みが行われています。

令和3年度には定員を30人に変更し、小規模グループケアを実施することで、家庭的な雰囲気の中で、子ども一人ひとりの課題や目標に寄り添った支援を展開されています。また、兵庫県下でもいち早く施設内に児童家庭支援センターを設置することで、地域の子育ての環境や状況などを共有し、ショートステイ事業や一時保護専用ユニットを開設するなど、地域の子育ての拠点としての役割とその時々々の社会的要請や地域の福祉ニーズに応じた支援に取り組まれています。

- **子どもを尊重する姿勢を明示し、子どもの意見が生活につながるように支援されています。**

子育て支援規準や生活支援マニュアルの中に子どもを尊重する姿勢が明示され、権利擁護、人権侵害の防止のための点検事項として、人権チェックリストが定期的に全職員に行われています。また、個別での聴き取りや話し合いの時間を多くとり、権利ノートや「のぞみちゃん」の愛称で親しまれている意見箱を活用して、子どもの意見が生活につながるように支援されています。

◇改善を求められる点

- **支援や業務の評価から見直しに至るまでの手順を明確にし、PDCAサイクル（改善のためのサイクル）を確立していくことが重要です。**

昨今、社会的養護施設を取り巻く環境が変化する中、業務の改善が図られており、多様な事業が展開されていることがうかがえますが、それに対応する業務や支援の見直しの仕組みは明確ではありません。今後は、多様な業務についての評価から見直しに至るまでの手順を明確にし、PDCAサイクル（改善のためのサイクル）を確立していくことで、事業や取り組みの「見える化」を図っていくことが重要です。

- **子どもの参画や意思決定に関する仕組みを充実していくことが重要です。**

日々の養育・支援の実施において、丁寧に説明し、子どもが意見等を述べやすい体制を確立していますが、一人ひとりの子どもの意思決定や参画を得る取り組みについては、十分な仕組みが確立していません。今後は、理念、事業計画から養育・支援の方法に至るまで、保護者や子どもの意思決定（同意）のプロセスを充実するとともに、満足度調査や子ども会の設置などを通して、子どもがさらに主体的に参画できる仕組みを明確にしていくことが望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回で4回目の受審となりました。これまでの受審結果を踏まえて取り組んできた内容については評価していただきましたが、取り組むべき課題についても知ることができ、評価者から様々なアドバイスを受けることができました。

ご指摘を受けた点につきましては、真摯に受け止めて、改善すべき項目について取り組みを開始して、さらなる施設運営の改善を図り、施設で暮らす子どもたちへの支援内容の向上と権利擁護に努めたいと思います。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 創始者である城ノブのキリスト教の精神に基づいた理念、支援方針を明確に示され、職員会議等で周知されています。 ○ 今後は、子どもや家族等に理念や支援方針をわかりやすく説明していく方法を確立していくことが望まれます。 		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設長は、児童養護連絡協議会や尼崎市との連携により施設経営を取り巻く状況を把握し、施設の運営に活かしていることがうかがえます。 ○ 今後は、把握した情報を文書化するなど、施設運営に必要な情報を明確にしていくことが望まれます。 		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設運営に関する課題は、その都度幹部職員を中心に協議し、対応していることがうかがえます。 ○ 今後は、施設運営に関する課題を文書化するなど明確にし、具体的な取り組みにつなげていく仕組みを構築していくことが望まれます。 		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の小規模化や人材育成を目標(ビジョン)とした中長期計画が策定されており、実情に合わせ毎年見直しが行われています。 ○ 今後は、計画の実現のための具体的な取り組みや成果を明確にしていくことが望まれます。 		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員と協議のもと、施設での具体的な取り組みを明確にした年度事業計画を策定されています。 ○ 今後は、中・長期計画との関連を明確にし、事業計画に反映していくことが望まれます。 		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年度事業計画は、職員と協議のもと、作成され、会議等を通じて周知が行われています。 ○ 今後は、中・長期計画も含めて事業計画の策定から見直しに至るまでのプロセスを明確にしていくことが望まれます。 		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業計画を子どもや保護者等に周知していく取り組みはうかがえませんでした。今後は、子どもへの説明責任の観点から、事業計画を通じて施設の取り組みを周知し理解を深めていくことが求められます。 		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価、第三者評価を定期的に受審するとともに、「QOL委員会」において、養育・支援の質の向上に向けた取り組みが検討されていることがうかがえます。 ○ 今後は、自己評価や「QOL委員会」での取り組みを養育・支援の質の向上につなげていく仕組みを構築されることが望まれます。 		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員による協議は頻繁行われていますが、養育・支援の質の向上に向けたPDCAサイクル（改善のためのサイクル）の構築には至っていません。 ○ 今後は、委員会や自己評価の結果を養育・支援の質の向上に結び付けていく仕組みを構築していく必要があります。 		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設長は、運営規程や広報誌で、自らの施設の経営・管理に関する方針と取り組みを明確にするとともに、職員会議等で自らの役割と責任について表明しています。また、平時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任についても職員分担表で明確にされています。今後は、職務分掌に施設長の職務を明記していくことが期待されます。 		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設長は遵守すべき法令等を児童養護施設の施設長会議への出席することで理解を深め、契約している社会保険労務士と相談しながら利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持するように努めています。また、職員に対して遵守すべき法令等を機会あるごとに周知が行われています。 ○ 今後は、法令遵守の観点で、児童福祉関係にとどまらず、幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、リスト化していくことが望まれます。 		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設長は、職員会議をはじめ、幹部職員会議等に積極的に参加し、日頃から養育内容や課題について職員面談等で把握し、具体的なアドバイスを行うなど指導力が発揮されています。 ○ 今後は、施設長自身が養育・支援の質の現状について定期的に評価・分析を行うことで、養育・支援の質の改善のための具体的な取り組みを明示していくことが期待されます。 		

13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設長は、法人の事務部門との連携をもとに、人事、労務、財務等の状況を把握し分析されるとともに、職員満足度調査を通して、職員の働きやすい環境整備等に具体的に取組まれています。 ○ 今後は、経営の改善や業務の実効性の向上にむけて、施設内に同様の意識を形成するための具体的な取組みを明確にしていくことが望まれます。 		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中・長期計画に、人事に関する方向性を明示し、ホームページでの人材募集、各種団体が主催する福祉職の就職フェアにブースを出す等の取組みを通じて、人材確保に努め、臨床心理士をはじめ、各種加算職員の配置に努めています。 ○ 今後は、人材確保が難しい中、具体的な人事プランを作成し、より計画的な人材確保に努められることが望まれます。 		
15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事考課制度の仕組みを活用し、「期待する職員像」を明確にするとともに、個人面談や職員満足度調査を通じて職員の意向や意見を取り入れ、改善が図られています。 ○ 今後は、採用や異動など、人事に関する基準を明確にすることで、職員自らが将来の姿を描くことができるような仕組みを構築していくことが望まれます。 		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労務管理に関する責任体制を明確にされるとともに、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握されています。また、ワークライフバランスに配慮した取組みとしては、産休・育休・時短休・希望休の取得など、多様な取組みがうかがえます。 ○ 今後は、メンタルヘルスなど、職員の心身の健康と安全の確保についての取組みを明確にしていくなど、人材の確保、定着の観点から福利厚生を充実させていくことが望まれます。 		

Ⅱ－２－（３）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 人事考課の仕組みを確立し、人事評価シートを活用して職員個々の目標が設定されています。また、目標の成果を評価しやすいよう評価表を数値化され、目標達成度の確認が行われています。</p>		
18	Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○ 施設が目指す支援を実施するために、基本方針や計画の中に「期待する職員像」を明示するとともに、研修担当の企画にもとづき、教育・研修を実施されています。</p> <p>○ 今後は、職員に必要とされる研修内容やカリキュラムを明示していくことで、計画的な研修の実施が必要です。</p>		
19	Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>○ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握し、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨されています。また、職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう、勤務等の配慮がうかがえます。</p> <p>○ 今後は、階層別研修や個別的なOJT（職務を通じた研修）の仕組みを確立していくことで、職員の経験や習熟度に応じた教育・研修を実施していくことが望まれます。</p>		
Ⅱ－２－（４）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 実習生受け入れ規程や実習ガイドに基づいて、養成学校との連携のもと、新型コロナウイルス感染症の感染状況に配慮しながら、積極的な実習の受け入れが行われています。今後は、実習指導者の養成に向けた取り組みの充実が期待されます。</p>		

II—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント> ○ ホームページにおいて、子どもの日記など、施設の生活や取り組みが詳細に紹介されています。また、地域へ向けて、施設で行っている活動等を説明した広報誌を配布していることがうかがえました。 ○ 今後は、社会福祉法人として公開すべき情報を整理され、第三者評価の受審結果や苦情・相談の体制などと合わせて、さらに積極的に公開を進めていくことが必要です。		
22	II—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント> ○ 施設における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任を明確にし、職員等に周知されています。 ○ 今後は、施設の事業、財務について、内部監査や外部の専門家による監査支援等を実施することによって、透明性の高い適正な経営・運営のための、経営改善を実施することが望まれます。		

II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> ○ 地域との関わり方について基本的な考え方を事業計画に文書化するとともに、地域行事（盆踊り・秋祭り）や町会主催「防犯のつどい」、地域のあいさつ運動への参加を通じて、子どもと地域との交流を広げるための多様な取り組みが展開されています。		
24	II—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント> ○ ボランティア受入規程やホームページにボランティア募集のページを設けられ、子どものプライバシーに配慮したボランティアの受け入れや活動が行われています。 ○ 今後は、ボランティア等の受入れについて基本姿勢を明文化するとともに、ボランティアに対する研修について企画されることが期待されます。		

Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こども家庭センター、官公庁など個々の子どもの支援に必要な団体や社会資源をリスト化され、職員に周知されています。また、要保護児童対策地域協議会の実務者会議や小・中学校連絡会に参画され、連携が図られています。 ○ 今後は、地域の課題に対して協働していくことで、更なるネットワークづくりが行われることが期待されます 		
Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 併設する児童家庭支援センター「キャンディ」での相談や取り組みを通して、要保護家庭や不登校児の状況を確認し、尼崎地域の地域課題を把握しています。また、町内会に属し、また、地域住民と共に活動することで地域の福祉ニーズを把握されています。 		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のニーズに基づいて、地元市町等と契約し、ショートステイ事業を実施するとともに、児童家庭支援センター主催で地域に向けた子育て教室や子育てのアンガーマネジメント（怒りの感情と上手に付き合うための心理トレーニング）研修を実施することで、地域の子育てニーズに対応しています。また、尼崎市と「災害時における福祉避難所の設定運営に関する協定」を結び、災害時の地域住民支援に寄与されています。 ○ 今後は、多様な機関と連携することで、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献されることが期待されます。 		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て支援規準が毎年4月の会議で周知されているとともに、人権チェックリストを年2回実施されています。 ○ 今後は、現在の取り組みの結果を検討する機会を通じて、子どもを尊重するための取り組みを明確にしていくことが望まれます。 		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の権利擁護規程のなかに、プライバシーや個人情報の項目を新たに策定し、周知が図られています。 ○ 今後は、子どもや保護者などに対するプライバシー保護の取り組みを周知していくことが望まれます。 		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の様子をわかりやすく説明したパンフレットや入所のしおりを用意し、利用に必要な情報を提供するとともに、見学希望者には丁寧に対応されています。また、施設の暮らしがわかるように、ホームページには子どもの日記など、施設の生活や取り組みが詳細に紹介されています。今後は、情報を更新する仕組みを明確にされることが期待されます。 		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども用の入所のしおり「子どもの家へようこそ」を文字の大きさや写真などを用いて改訂され、子どもの理解を得るための工夫と取り組みが行われています。また、説明をおこなったことを署名により確認されていることがうかがえました。 ○ 今後は、保護者へ向けた説明資料とともに、意思決定が困難な子どもや保護者への配慮についてルール化が望まれます。 		

32	Ⅲ—１—（２）—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他施設への措置変更の場合は、引継ぎ文書を作成し、施設見学や施設間で相互の訪問をおこなう事により継続性に配慮した対応が行われています。 ○ 今後は、退所後のアフターフォローについて、具体的な対応や窓口を明確にしていくことが望まれます。 		
Ⅲ—１—（３）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—１—（３）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「のぞみちゃんBOX」と称した、意見箱が設置されていますが、定期的な子どもの満足度の把握には至っていません。今後は、子どもの満足度に関する定期的な調査とともに、把握した満足度について検証し、具体的な取り組みにつなげていくことが課題です。 		
Ⅲ—１—（４）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情体制が施設内の玄関にポスターとして掲示されています。実際の苦情の事例については、施設内の記録として保管され、適切に処理されている事がうかがえました。 ○ 今後は、苦情対応を行った内容についてもプライバシーに配慮したうえで、公表していくことが望まれます。 		
35	Ⅲ—１—（４）—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに改訂された、入所のしおりに相談窓口が記載されています。また、施設内は相談室をはじめ個室や心理室など多様な部屋が設けられており、相談しやすい環境が整備されています。さらに、相談窓口の周知の状況についても引き続き確認して行かれることが期待されます。 		

36	Ⅲ—１—（４）—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「のぞみちゃんBOX」と称した、意見箱が設置され、投書があった内容に基づいて権利擁護委員会を中心に、検討したり、子どもからの個別の要望に対応されています。また、内容によってフロア会議でも検討されています。 ○ 今後は、子どもからの相談や意見を受付けた際の対応マニュアルを整備していくことが望まれます。 		
Ⅲ—１—（５）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災安全委員会が設置され、マニュアルの整備とともに、リスクマネジメントに関する検討が行われています。 ○ 今後は、子どもの安心を脅かす事例収集を通して、施設全体で改善策や再発防止策を検討する機会を設け、職員に周知する取り組みが望まれます。 		
38	Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症マニュアルが整備されるとともに、感染症に関する担当職員が設置されています。7月には、医師を招いた感染症に関する勉強会の実施がうかがえました。 ○ 今後は、定期的な施設内の研修とともに感染症が起こった場合を想定した訓練の実施や検討が望まれます。 		
39	Ⅲ—１—（５）—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災安全委員会を中心に、火災のみならず地震や風水害などの災害を想定した避難訓練が毎月実施されています。また、食料や備蓄品などの一覧表が整備されています。 ○ 今後は、避難確保計画の周知とともに事業継続に関する計画（BCP）の作成と実施による検証が望まれます。 		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—（1）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—（1）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養育・支援の業務の手順がまとめられた「生活支援マニュアル」が整備され、新任職員に対して研修を通じた説明が行われています。 ○ 今後は、マニュアルにプライバシーや子どもの尊重する姿勢を加えていくことが期待されます。 		
41	Ⅲ—2—（1）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設内の各委員会活動の中で5月～7月にかけて「生活支援マニュアル」の見直しが行われています。 ○ 今後は、定期的な見直しの時期の設定とともに、子どもからの意見や提案を「生活支援マニュアル」に反映していくことが望まれます。 		
Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「児童自立支援策定マニュアル」に基づいて、家庭支援専門相談員を中心に担当支援員によるアセスメントが実施され、自立支援計画が策定されています。 ○ 今後は、自立支援計画の策定に当たり、関係職員の合議と子どもの意向把握や同意の手順を明確にしていくことが望まれます。 		
43	Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援計画の見直しは、「児童自立支援策定マニュアル」に基づいて、家庭支援専門相談員や担当支援員により半年ごとの評価が行われています。 ○ 今後は、自立支援計画に基づいた養育・支援が行われているかの確認とともに「児童自立支援策定マニュアル」に沿ったプロセスを施設全体で検証していくことが望まれます。 		

Ⅲ—2—（3）養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養育・支援の記録については、施設内のネットワークを通じて、生活状況の記録が共有されています。日々の連絡事項については、引継ぎ内容をノートに記し共有を図ったり、「児童の記録に関するマニュアル」に基づいて、職員間で記録の書き方に差異が生じないように統一した記述方法の統一化が図られています。 ○ 今後は、自立支援計画に基づいた、養育・支援の内容を記録していくことが望まれます。 		
45	Ⅲ—2—（3）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人として、個人情報や特定個人情報の規程が定められているとともに、施設としてのガイドブックが定められ、運用が図られています。 ○ 今後は、個人情報の不適切な利用や情報漏洩に対する対応方法を明記するとともに、個人情報に関する定期的なチェック機能を充実させていくことが望まれます。 		

内容評価基準（24 項目）

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 権利擁護について定期的に研修を受講するとともに職員に周知されています。また、思想・信仰についても子どもの心の自由が尊重されています。 ○ 今後は、権利侵害の防止と早期発見のための取り組みの充実が期待されます。 		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学級に通う子どもがいるため、子ども同士の関係性や理解を深めるように、日々の養育・支援のなかで話し合いが行われています。 ○ 今後は話し合った内容などを記録に残し定期的に検討する機会を設ける取り組みが望まれます。 		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの生き立ちを整理するために、個々のアルバムを作成し、生き立ちの記録が整理されています。事実を伝えるタイミングは、こども家庭センターのケースワーカー、保護者と相談しながら、伝える時期や内容を検討し、基本的に「事実」を伝えることを大切にしています。 		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不適切なかかわりがあった場合には、自己申告を中心に「不適切な関わりに関する報告書」が作成され、経過報告と「子どもの権利擁護委員会」や「主任児童指導員」からの意見、施設長からの意見が付され、改善が図られています。 ○ 今後は、不適切なかかわりについて子どもが自ら訴えられる仕組みづくりが望まれます。 		

A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 入所受け入れの前には、児童と職員との面接の機会を設定し、事前に施設生活のことを説明し、家庭支援専門相談員が保護者からの面談記録としてファミリーソーシャルワーク記録を作成し、生活のつながりに必要な情報を収集しています。また、居室にキャラクターのシールを貼るなど慣れない場所への不安の軽減のための配慮が行われています。</p>		
A⑥	A—1—（5）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようにアフターケア担当者や元子どもの担当者が窓口になってアフターケアに取り組まれており、相談があった場合には、アフターケア報告書に内容が記載されています。</p> <p>○ 今後は、退所者が集まれる機会や職員・入所者等と交流する機会作りを進め、支援していくことが望まれます。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（1）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（1）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p><コメント></p> <p>○ 担当職員を中心に、子どもの気持ちを受け入れながら、保護者や学校との連絡調整を行い、学校や社会的なルールや心の持ち方などを話し合っています。</p> <p>○ 今後は、利用者アンケートなどを通して、子どもからの信頼を確認する取り組みが期待されます。</p>		
A⑧	A—2—（1）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○ 担当職員を中心に子どもの思いを聞き取ることで、年齢や成長に応じた基本的欲求を把握し、個別に協議したうえで、柔軟に対応することで、子どもの基本的欲求の充足を図る養育・支援が行われています。</p>		

A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に し、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう 支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○ 職員は子どもが自ら判断し、行動することを尊重し、日常的に見守る姿勢を大切に した支援が行われています。また、学校行事に職員が参加したり、子どもの成長を見届 けたり、賞賛する事例がうかがえました。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障し ている。	b
<p><コメント></p> <p>○ 施設内のみならず、地域の子育て資源を活用することで、年齢や発達段階に応じた学 びや遊びの場が保障され、地域の中で子供がのびのびと生活を送ることが出来ていま す。</p> <p>○ 今後は、幼児の発達状況に応じたプログラム作成が望まれます。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を 確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得 できるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○ 施設の支援姿勢として「後ろ姿の教育」を掲げ、生活の営みを通して職員の動きや考 え方を示しながら、基本的な生活習慣や社会的常識が身につける取り組みが行われて います。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工 夫している。	a
<p><コメント></p> <p>○ ユニットケアの実施により、各ユニットにおいて家庭的な雰囲気の中で子どもたちが 希望する食事やおやつを作ることが出来る環境にあります。また、厨房職員が定期的 に嗜好調査を年2回実施し、おいしく楽しく、季節に合った行事食などの提供が行わ れています。</p>		

A—2—（3）衣生活		
A⑬	A—2—（3）—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○ 子どもに合った衣類が確保され整理整頓も子どもに応じて行われています。具体的には、中高生には制服へのアイロンがけを見守ったり、土日には給食エプロンを子どもが見える場所でアイロンをかけるなど意図的に衣習慣が身につくような配慮がうかがえました。</p>		
A—2—（4）住生活		
A⑭	A—2—（4）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p><コメント></p> <p>○ 子ども一人ひとりの部屋は幼児を除き個室となっており、子どもと担当職員が相談し、思い思いのレイアウトにされています。また、全職員によって施設内の環境美化に努められ、施設感はなく家庭的な雰囲気を感じる空間になっています。</p>		
A—2—（5）健康と安全		
A⑮	A—2—（5）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>○ 毎朝の検温と視診が実施され、職員間で全児童の健康に関する情報を共有し、個別の通院や服薬支援が行われています。また、所内研修の中で年1回程度テーマを決めて「感染症」や「性教育」、「起立障害」などを学ばれている事例がうかがえました。</p>		
A—2—（6）性に関する教育		
A⑯	A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 性教育委員会が定期的に行われ、年齢別・男女別にツールを用いながら子どもたちにわかりやすく適切な性に関する教育が行われています。</p>		

A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>○ 子どもの暴力や不適応行動については、こども家庭センターと連携しながら、子ども同士を分けたり話し合いを行うなど、子どもが訴えたいこと事を受容と行動上の問題を混同せず解決できるように取り組まれています。</p>		
A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○ 施設内での差別的な内容や暴力などに対しては、子どもに任せるのではなく、職員が入り三者で話し合いをし、解決していく姿勢や、日ごろから他人に接する時の気持ちの持ちかたなどが理解できるような関わり方が行われています。</p>		
A—2—（8）心理的ケア		
A⑲	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○ 心理ケアが必要な児童については、年度当初に心理ケアが必要な児童を選定し、心理療法担当職員によってプレイセラピー（遊戯療法）が行われています。また、連携大学の教授によって心理士のスーパービジョン（助言・教育）が行われています。</p> <p>○ 今後は、自立支援計画に心理支援プログラムの位置づけを通して、心理的ケアが必要な子どもに対する支援が行われることが期待されます。</p>		
A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○ 児童の能力に応じて、地域の学習塾や学習ボランティアを活用することで、年齢やその子どもに合った学習環境を整えています。また担当職員が熱心に関わり学力の向上や意欲を引き出す努力が行われています。</p>		

A⑳	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の進路選択にあたっては、奨学金の積極的な活用に向けて、情報を廊下や階段に張り出したり、担当者を中心に子どもが適切な進路選択ができるよう話し合いをもちながら丁寧に取り組まれています。 ○ 今後は、学校を中退したり、不登校になるなど、子どもが望んだ進路ではない場合にフォローできる体制づくりが求められます。 		
A㉑	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高校生のアルバイトについては、奨励しており、学校と連携しながら、インターシップに参加したり、職場体験に取り組むなど社会経験の拡大に繋げています。 ○ 現在、職場実習の開拓は学校が中心になっており、施設としての取り組みは行われていません。今後は、施設として実習先や体験先を確保していくとともに、実習効果を高めるための企業との連携が望まれます。 		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉒	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、家庭支援専門相談員が窓口になり、子どもと家族との関係調整や相談に取り組まれています。また、保護者に確認をとるための、振り返りシートを記入してもらうなど、保護者と綿密な連絡を取り信頼関係作りを行っています。 		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A㉓	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こども家庭センターと連携しながら、家族再統合にむけた支援を行っています。生活・情緒・学習、医療に関する子どもの引き継ぎ書が丁寧に作成され、親子関係の再構築に役立てられています。 ○ 今後は、すべてのケースにおいて親子関係の再構築に必要な情報共有ができる仕組みづくりが望まれます。 		

